八　当該年度の道府県における運輸事業振興助成交付金の交付予定額から同年度の当該道府県の基準財政需要額の算定に用いた当該交付金に係る額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）に〇・八を乗じて得た額

九　沖縄県不発弾等安全基金の造成のための出えんに要する経費のうち沖縄県の負担する額（国庫補助基本額に対応する部分に限る。）

十　子ども農山漁村交流プロジェクトに要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

［削る］

十一　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十条の五の規定に基づき当該道府県の区域内の市町村が作成する市町村森林整備計画において定める公益的機能別施業森林区域内で当該道府県が森林所有者等と協定等を締結して行う森林整備事業（造林、間伐及び保育をいう。以下同じ。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

十二　中国残留邦人の帰国援護に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

十三　配偶者からの暴力及びストーカー行為等の防止並びに被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対する助成に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

十四　複数の地方公共団体による情報システムの集約と共同利用のための計画策定、データの移行、コンサルタントによる導入支援及び導入後の実務処理に係る研修に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

十五　国の行う森林の有する多面的機能を発揮させるための保全活動及び山村地域の活性化に資する取組への支援と連携を図り当該道府県が当該年度に地方単独事業として行う森林・山村多面的機能発揮対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

十六　国の行う水産業及び漁村の多面的機能の発揮に資する取組への支援と連携を図り当該道府県が当該年度に地方単独事業として行う水産多面的機能発揮対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

［削る］

八　当該年度の道府県における運輸事業振興助成交付金の交付予定額から同年度の当該道府県の基準財政需要額の算定に用いた当該交付金に係る額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）に〇・八を乗じて得た額

九　沖縄県不発弾等安全基金の造成のための出えんに要する経費のうち沖縄県の負担する額（国庫補助基本額に対応する部分に限る。）

十　子ども農山漁村交流プロジェクトに要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

十一　「公立病院改革ガイドラインについて」及び「公立病院特例債の取扱いについて」（平成二十年六月六日付け総財経第九十六号通知）に基づき、公立病院特例債を発行した道府県（当該年度末現在において、地方公営企業法第二条第二項又は第三項の規定により同法の規定の全部又は一部を適用する病院事業を行う公営企業を経営する道府県にあっては、当該公営企業に係る特別会計において当該公立病院特例債の償還が完了する年度までに地方財政法施行令第十五条第一項の規定により算定した資金の不足額が零となること及び平成二十六年度において同項第一号に掲げる額から同項第三号に掲げる額を控除した額から平成二十七年度において同項第一号に掲げる額から同項第三号に掲げる額を控除した額が零以上となることが見込まれる道府県に限る。）の当該年度における当該公立病院特例債の支払利子額として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

十二　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十条の五の規定に基づき当該道府県の区域内の市町村が作成する市町村森林整備計画において定める公益的機能別施業森林区域内で当該道府県が森林所有者等と協定等を締結して行う森林整備事業（造林、間伐及び保育をいう。以下同じ。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

十三　中国残留邦人の帰国援護に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

十四　配偶者からの暴力及びストーカー行為等の防止並びに被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対する助成に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

十五　複数の地方公共団体による情報システムの集約と共同利用のための計画策定、データの移行、コンサルタントによる導入支援及び導入後の実務処理に係る研修に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

十六　国の行う森林の有する多面的機能を発揮させるための保全活動及び山村地域の活性化に資する取組への支援と連携を図り当該道府県が当該年度に地方単独事業として行う森林・山村多面的機能発揮対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

十七　国の行う水産業及び漁村の多面的機能の発揮に資する取組への支援と連携を図り当該道府県が当該年度に地方単独事業として行う水産多面的機能発揮対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

十八　平成二十七年台風第十八号のため国の補助金を受けて実施する経営体育成支援事業及び被災農家営農再開緊急対策事業に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・七を乗じて得た額